みなさまの「学び」や「子どもたちの育ち」をサポートします！



訪問支援の流れ

申請から訪問支援、事後報告書の提出までの流れをご案内します。



STEP 1

幼児教育保育施設・小学校から

訪問支援申請書の提出

（様式3又は様式4）

→ 市町村行政（教育委員会／担当部局）

訪問支援を
希望する施設・小学校は
申請書をご提出
ください。



STEP 2

市町村行政（教育委員会／担当部局）

→ 義務教育課（幼児教育班）

【提出締切】訪問を希望する月の1ヶ月半前

※離島からの申請は旅程調整の為、2ヶ月半前

申請内容を確認後、
義務教育課へ
ご提出ください。



STEP 3

義務教育課（幼児教育班）から決定通知

→ 市町村行政（担当部局） → 幼児教育保育施設・小学校

決定通知が届いたら、訪問先のご担当者は、
訪問日の1ヶ月前までに義務教育課担当者へご連絡ください。
講師（コーディネーター等）との事前調整をお願いします。



STEP 4

訪問支援を実施

訪問支援当日は、対象施設の実態把握及び支援内容や
方向性等を共有するため、市町村担当者（代理可）の
同行をお願いいたします。



STEP 5

訪問支援後は、

「事後報告書（様式5）」の提出をお願いします。



時間、内容については、申請時及び申請後（訪問前）の調整も可能です。
お気軽にご相談ください。



お問い合わせ先　県教育庁 義務教育課 幼児教育班　098-866-2741